植物防疫法の一部を改正する法律案参照条文目次

\bigcirc	\bigcirc
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)	植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)(抄)
	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

売二章 国際植物検疫(第五条の二─第十一条)

第三章 国内植物検疫(第十二条―第十六条の五

第四章 緊急防除(第十七条—第二十一条)

第五章 指定有害動植物の防除 (第二十二条—第二十八条)

第六章 都道府県の防疫 (第二十九条—第三十四条)

第七章 雑則 (第三十五条―第三十八条の二)

7八章 罰則(第三十九条—第四十二条)

附則

(法律の目的)

を図ることを目的とする。 条 この法律は、 輸出入植物及び国内植物を検疫し、 並びに植物に有害な動植物を駆除し、 及びそのまん延を防止し、 もつて農業生産の安全及び助長

(定義

2

第二条 この法律で「植物」とは、顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物 含む。)で、次項の有害植物を除くものをいう。 (その部分、 種子、 果実及びむしろ、こもその他これ に準ずる 加 工品

この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

3 4 育等の状況を調査して、 この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、 この法律で「発生予察事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の 農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察し、 線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。 及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいう。 生

植物防疫官の権限)

2

第四 条 ることができる。 は航空機に立ち入り、 植物防疫官は、 有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、 当該植物及び容器包装等を検査し、 関係者に質問し、 又は検査のため必要な最少量に限り、 土地、 当該植物又は容器包装を無償で集取 貯蔵所、 倉庫、 事業所、 船車

前 項の規定による検査の結果、 有害動物又は有害植物があると認めた場合において、これを駆除し、 又はそのまん延を防止するため必要があるときは

官 は 当 該 植 物 容 器包装、 土 地 貯 蔵 所 倉 庫、 事 業 所 船 車 又は 航空機を所有 Ļ 又は管理する者に対 Ļ そ の 消 毒 を命 ずることが

- 3 項の 場合に は、 第二十条第一 項の規定を準用 でする。
- 4 項の規定による立入検査、 質問及び集取の権限は、 犯罪捜査 の ために認められたものと解してはならな

疫有害動 植

第五 ずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいう。 条の二 この章で「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用 な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつて、 次の各号

- 国内に存在することが確認されていないもの
- 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの
- 農林水産大臣は、 ればならない。 前項の規定による農林水産省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、 利害関係人及び学識経験がある者の意見 えを聴か

入の 制限

げ

この 器包装については、この限りでない。 確 !かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物及びその容項及び次項において同じ。)及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないこと 輸入する植物 (栽培の用に供しない植物であつて、 検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。 以

- 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行 わ れるも
- る検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならなのとして農林水産省令で定めるものについては、前項の規定によるほか、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果農林水産省令で定め 農林水産省令で定める地域から発送された植物で、 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から、 信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたも 第八条第一項の規定による検査を的確に実施するためその栽培地において検査を行う必要があるも \mathcal{O}
- 3 第九十九号) 植物及び次条第一 物及び次条第 第二条第三項に規定する信書便物 一項に掲げる輸入禁止品は、 項に掲げる輸入禁止品は、 小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律 郵便物として輸入する場合を除き、 (次項において「信書便物」という。 農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入しては)としては、 輸入してはならない。 (平成十 なら 匝 [年法律 ない。

い。この場合においては、

同項ただし書(第一号を除く。)の規定を準用する。

5 疫所に届け出 次条第 項に掲げる輸入禁止品を小形包装物及び ればならない。 小包郵便物以外の 郵便物又は信書便物として受け取つた者は、 遅 滞なく、 その現品を添 えて

本文又は第二 二項 の農林水産省令を定める場合には、 前 条第二項 の規定を準用する。

6

するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、 何人も、 次に掲げる物 (以下「輸入禁止品」という。) を輸入してはならない。 この限りでない。 試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供

農林水産省令で定める地域から発送され、 又は当該地域を経由した植物で、 農林水産省令で定めるもの

検疫有害動植物

土又は土の付着する植物

前各号に掲げる物の容器包装

;一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。(項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入しなければならな

3

第一項第一号の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

入植物等の検査

け 検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物(農林水産大臣が指定する八条(植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のままで、 た場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 項の検査は、 第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 物防疫官は、 必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。 日 本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、 又は包有している疑いのある小形包装物又は小包 郵 便 物 \mathcal{O}

5 郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。 この場合において、 検査 一のため 必要が あるときは、 日本

6 防疫所に届け出て、 前項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、 植物防疫官の検査を受けなければならない。 その郵便物を添え、 遅滞なく、 その 旨 を植

農林水産省令で定める種苗については、植物防疫官は、 定するためなお必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、 第一項、 第三項、 第五項又は前項の規定による検査の結果、 当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、 検疫有害動植物があるかどうかを 又は

離栽培を実施することができる。

消毒等 の処

第九条 若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、 前条の規定による検査の結果、検疫有害動 植物があ つた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、 若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。 若しくは廃 棄 į 又はこ れ を所

- 2 あつた場合において、 を所持している者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。 植物防疫官は、 第六条第一項から第五項まで若しくは第八条第一項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を廃棄 その違反に係る植物についてもまた同様とする。 第八条第七項の規定による隔離栽培の命令の違 又 八はこれ 反が
- 3
- 4 物がないと認めたときは 前条の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、第七条の規定に違反して輸入された輸入禁止品があるときは、植物防疫官は、これを廃棄する。 植物防疫官は、 検査に合格した旨の証明をしなければならない。 輸入禁止品に該当せず、 カン つ、 これに検疫有

出植物の検 査

!疫官から、それが当該輸入国の要求に適合していることについての検査を受け、これに合格した後でなければ、これを輸出してはならない。 輸入国がその輸入に . つき 輸出国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者は、当該植物及び容器包装に 植

- 2 前項の検査は、 植物防 疫所で行う。 但し、植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。
- 3 検査を受け、 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物その他農林水産省令で定める植物については、 その検査に合格した後でなければ、 第一項の検査を受けることができない。 あらかじめその栽培 地 で植: 物 防 疫 官 0
- 物防疫官は、 輸入国の要求に応ずるため、 必要があると認めるときは、 第一項の検査を受けた物についてさらに検査をすることができる。

(委任規定)

4

十一条 この章に規定するものの外、 検査の手続及び方法並びに検査の結果行う処分の基準は、 農林水産大臣が定めて公表する

項の場合には、 第五条の二第二項の規定を準用する。

物等の 移 動 の制限

第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物で、 て農林水産省令で定めるもの及びその容器包装は、 査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、 他の地域へ移動してはならない。 農林水産省令で定める場合を除き、 有害動物又は有害植物のまん延を防止するため 又は農林水産省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでな 農林水産省令で定めるところにより、 他 の地域への移動を制 植物防 限する必 疫官が、その行な 要があるも

2 農 林 水産省令を定める場合には、 第五条の二第一 一項の規定を準用する

0 移 動 0) 禁止

移動を禁止する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、 するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。 農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、 他の地域へ移動してはならない。ただし、 有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の 試験研究の用に 地

前 .項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を、前項ただし書の場合には第七条第二項及び第三項 の規定を準用する。

第十六条の四 しくは持込みをしないよう、又は船車若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船車若しくは航空機にこれらの物品の積込み若汗六条の四(植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動 条の四 植物防疫官は、第十六条の二第二年のの積込み等の禁止)

らの容器包装を所持する者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれ(廃棄処分)

ŋ るため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、森林病害虫等について、別に法律で定めるところによがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止す汁十七条(新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれ るため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、 方除が行われる場合は、この限りでない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による防除をするには、 その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。
- 防除を行う区域及び期間
- 有害動物又は有害植物の 種 類
- 防除の内容
- その他必要な事項

(防除の内容

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることができる。

- 有害動物又は有害植物が附着し、有害動物又は有害植物が附着し、 有害動物又は有害植 又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。
- 有害動 物又は有害植物が附着し、 又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、 又は管理する者に対し、 当該植物又は容器包装の消

- 、除去、廃棄等の措置を命ずること。
- 兀 の消毒等の措置を命ずること。 有 害動物又は有害植物が附着し、 又は附着しているおそれがある農機具、 運 搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、 又は管理する者に対 Ļ そ
- 2 ある植物若しくは容器包装の消毒、 て、同項の規定による告示をしないで、前項第三号の命令をし、 前条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため 除去、 廃棄等の措置をさせることができる。 又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくはの同条第二項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、 若しくは附着しているおそれが その 必要の 限度に お

(指定有害動植物)

第二十二条 .物に重大な損害を与える傾向があるため、 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、 その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。値物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、 急激にまん延し

国の発生予察事業)

- 第二十三条 農林水産大臣は、 指定有害動植物について、発生予察事業を行うものとする。
- 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、 前項の発生予察事業に協力しなければならない。

(防除計画)

- 関係都道府県知事に指示しなければならない。 一十四条 害動植物につき、 農林水産大臣は、前条第一項の発生予察事業の実施により得た資料に基き、又はその他の事情にかんがみ、 地方公共団体、農業者又はその組織する団体が行うべき防除の基本となる計画 (以 下 「防除計画」という。)の大綱を定め、 必要があると認めるときは、 これを 指 定
- 2 都道府県知事は、 前項の指示を受けたときは、同項の大綱に基き、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければならな
- 3 前項の防除計画には、 防除を行うべき区域及び期間、 指定有害動植物の種類、 防除の内容その他必要な事項を定めなければならない。
- 4 都道府県知事は、 第二項の防除計画を定め、 又は変更したときは、 速やかにこれを告示するとともに、 その旨を農林水産大臣に報告し なけ ń ば ならな

(薬剤及び防除用器具に関する補助

- 第二十五条 予算の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。 (以 下 国は、 防除用器具」という。)の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。 地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、 前条第四項の規定による告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し 以下同じ。)及び噴霧機、 散粉機、 煙霧機その 他防除に必要な
- 3 2 頭の補助金の交付を受けようとする者は、農林水産大臣に対し、補助金交付申請書を農林水産省令で定める書類と共に提出 水産大臣は、 前項の提出書類を審査し、 適当と認めるときは、 補助金の交付を決定するものとする。 Iしなけ れ ば なら な

(薬剤の 譲与等及び防除 用器具の無償貸付

- 第二十七条 を無償 による告示に係る防除計画に基づき防除を行おうとするものに対し、 で貸し付けることができる。 国は、 指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、 防除に必要な薬剤を譲与し、 地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、 若しくは時価より低い対価で譲渡し、 第二十四条第四 又は防除用器具 項 \mathcal{O} 定
- 2 前項の規定による譲与、 場合には、財務大臣と協議しなければならない。譲渡及び貸付に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。
- 3 農林水産大臣は、 前項の場合には、
- 4 農林水産大臣は 第一項の規定による譲与、 譲渡及び貸付の目的に供するため、 常に、これに必要な薬剤及び防除用器具の整備に努めなければならな

道府県の発生予察事

- 第三十一条 (知事は、農林水産大臣に対し、前項の発生予察事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。都道府県は、指定有害動植物以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、
- 3 いて、都道府県の発生予察事業の総合調整を図るため特に必要があると認めるときは、 農林水産大臣は、 農作物についての指定有害動植物以外の有害動物又は有害植物による損害が都道府県の区域を超えて発生するおそれがある場合に 都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 農林水産大臣は、 必要があると認めるときは、 その職員をして都道府県の発生予察事業に協力させるものとする。

防 除 所

- 病害虫防除所は、地方における植物の検疫及び防除に資するため、 都道府県が設置する。
- 2 病害虫防除所の位置、 名称及び管轄区域は、条例で定める。
- 3 都道府県は 病害虫防除所を設置しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定める事項を農林水産 大臣に届 け 出 なけ ればならな
- 病害虫防除所は、 第一項に規定する目的を達成するため、 左に掲げる事務を行う。
- 植物の検疫に関する事務
- 防除についての企画に関する事務
- 市町村、 農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指 導及び協力に関する事
- 発生予察事業に関する事務
- 六 五 四 三 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事
- その他 防除に関し必要な事務
- 6 5 大臣 除 所は、 は 有害動物又は有害植物がまん延して都道府県の区域を超えて有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合に 前項に規定する事務を適切に行うため必要なものとして政令で定める基準に適合したものでなければならな おいて、 これ

を駆

- 7 -

な報告を求めることができる。 し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、 都道府県知事に対し、 病害虫防除所 の事務に関し、 必 要な事項を指示し、 又は必

7 この法律による病害虫防除所でないものは、 その名称中に「病害虫防除所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

害虫防 除 員

第三十三条 常勤の病害虫防除員を置く。 都道府県は、 防除のため必要があると認めるときは、 発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、 条例で定める区域ごとに、 非

2 前項の場合には 前条第三項の規定を準用する。

第三十五条 てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。 国は、第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費の財源 に充

2 農林水産大臣は、 て植物の検疫、 防除及び発生予察事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農家数、農地面積及び市町村数を基礎と 農地面積及び市町村数を基礎とし、 各 都道 府 県にお

八 罰則

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第六条第一項、 第二項若しくは第三項、第七条第一項、第十三条第四項、 第十六条の二第一項又は第十六条の三第 項の規定に違反した者
- 第七条第三項(第十六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反した者
- 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当つて不正行為をした者
- 兀 第十八条第一項の規定による命令に違反した者

第四 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

- 第八条第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当つて不正行為をした者
- 第八条第七項又は第十六条の四の規定による命令に違反した者
- 第九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、 又は同条第一項、 第二項若しくは第三項の規定による処分を拒み、 妨げ、 若しくは忌避
- 五四 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ第十条第一項の規定に違反し、又は同項の検査を受けるに当つて不正行為をした者 妨げ、 若しくは忌避した者

七六 第十八条第二項の規定による命令に違反し、 又は同項の規定による処分を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者

第二十八条の規定に違反した者

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述を
- 第四条第二項の規定による命令に違反した者
- 第六条第五項の規定に違反した者
- 五 四
- 第十四条の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、第十条第四項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者 妨げ、 若しくは忌避した者

(両罰規定)

第四十二条 者を罰するほかその法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。「四十二条」法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 前三条の違反行為をしたときは、 行為

\bigcirc 登録免許税法 (昭和四: 十二年法律第三十五号) (抄

税の範囲

第二条 登録免許税は、 別表第一に掲げる登記、 登録、 特許、 免許、 許可、 認可、 認定、 指定及び技能証明 (以 下 「登記等」という。)について課する。

別表第一 第二十四条、 課税範囲、 第三十四条―第三十四条の五関係! 課税標準及び税率の表 (第二条、 第五条、 第九条、 第十条、 第十三条、 第十五条—第十七条、 第十七条の三―第十九条、 第二十三条

				_
売市場の認定	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)の中央卸	八十五 中央卸売市場の認定	(略)	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項
	認定件数		(略)	課 税 標 準
	一件につき一万五千円		(略)	税率
	市場の認	市場の認定 一切のでは、「おは、「おは、「おは、「おは、」」では、「おは、「おは、「おは、「おは、「おは、「おは、「おは、」」では、「おは、「おは、「おは、「おは、」」では、「おは、「おは、「おは、「おは、 これを、「ない、」では、「おは、「おは、「ない、」では、「おは、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、」では、「ない、「ない、」では、「ない、」には、これには、「ない、」には、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	売市場の認定 一年につき、「京の本籍では、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本の 日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本の 日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは 「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、日本のでは、「日本の 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは 「日本のでは、	売市場の認定 一件につき一万五千年 中央卸売市場の認定 の中央卸 認定件数 一件につき一万五千年 中央卸売市場の認定 (略)

 \bigcirc 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号)

(植物防疫所)

第九条 植物防疫所は、 次に掲げる事務をつかさどる。

3 2 植物防疫所の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。農林水産大臣は、植物防疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。一 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十三条第一項の規定による発生予察事業の実施輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究

- 10 -